# 令和８年度第７回農業委員会総会　議事録

１．開催日時　　令和８年１０月１３日（火）　午後１時３０分から午後３時

２．開催場所　　鳥取市人権交流プラザ　３階　大ホール

３．出席委員　　（１７名）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 会　長 | ９番 | 濱　田　　香 | | | | |
| 委　員 | １番 | 砂　川　重　雄 | 委　員 | １１番 | 西　尾　真　帆 | |
| 〃 | ２番 | 吉　浦　雅　子 | 〃 | １３番 | 福　安　　修 | |
| 〃 | ３番 | 川　西　仁　志 | 〃 | １４番 | 竹　森　　潔 | |
| 〃 | ４番 | 中　村　　精 | 〃 | １５番 | 小　林　光　徳 | |
| 〃 | ５番 | 若　狭　さつき | 〃 | １６番 | 山　根　一　美 | |
| 〃 | ６番 | 小　林　香　代 | 〃 | １７番 | 松　田　壽　弘 | |
| 〃 | ８番 | 建　部　憲　二 | 〃 | １８番 | 藏　内　敏　博 | |
| 〃 | １０番 | 竹　内　七　郎 | 〃 | １９番 | 山　田　準　二 | |

４．欠席委員　　（２名）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 会長職務代理者 | １２番 | 石　谷　　隆 | 委　員 | ７番 | 田　中　ありさ |

５．農地利用最適化推進委員　（３８名出席）

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鳥　取 | 太　田　　忍 | 湖　南 | 松　田　瞬　志 | 用瀬町 | 西　村　　勝 | | | |
| 〃 | 安　場　　信 | 湖　東 | 竹　本　芳　明 | 佐治町 | 小　谷　　章 | | | |
| 邑　美 | 雨　河　雅　裕 | 国府町 | 河　村　周　子 | 〃 | 山　下　増　治 | | | |
| 〃 | 懸　樋　和　彦 | 〃 | 山　﨑　寿　幸 | 気高町 | 居　川　春　好 | | | |
| 〃 | 森　下　　学 | 〃 | 山　脇　　隆 | 〃 | 角　田　　完 | | | |
| せんだい | 有　田　　裕 | 〃 | 吉　永　昇　平 | 〃 | 浜　辺　信　康 | | | |
| 〃 | 猪　口　洋　司 | 福部町 | 田　中　道　夫 | 〃 | 山　下　泰　之 | | | |
| 〃 | 森　本　寿　夫 | 〃 | 山　根　貴世子 | 鹿野町 | 井　上　博　愛 | | | |
| 高　草 | 青　木　善　美 | 河原町 | 大　谷　太　志 | 〃 | 武　部　　仁 | | | |
| 〃 | 内　田　洋之助 | 〃 | 荻　原　　誠 | 〃 | 橋　本　和　夫 | | | |
| 〃 | 前　田　　洋 | 〃 | 高　田　三　朗 | 青谷町 | 大　石　剛　史 | | | |
| 湖　南 | 稲　村　謙　二 | 〃 | 山　田　勝　好 | 〃 | 花　原　伸　幸 | | | |
| 〃 | 福　田　幸　司 | 用瀬町 | 池　本　和　明 | | | | | |

６．議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議事

| | |
|---|---|
| 議案第　３２　号 | 農地法第３条の規定による許可申請について |
| 議案第　３３　号 | 農地法第４条の規定による許可申請について |
| 議案第　３４　号 | 農地法第５条の規定による許可申請について |
| 議案第　３５　号 | 農地転用事業計画変更申請について |
| 議案第　３６　号 | 非農地証明について |
| 議案第　３７　号 | 鳥取市農用地利用集積等促進計画案について |

第３　報告事項

（１）　農地法第４条第１項第７号の規定による届出書の受理について
（２）　農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の受理について
（３）　農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について
（４）　公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
（５）　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

７．事務局　　川口局長　太田局長補佐　近藤係長　福田主任　小出主事

８．会議内容

| | |
|---|---|
| | 開会：午後１時３０分 |
| 川　口　局　長 | ただ今から、令和８年度第７回鳥取市農業委員会総会を開会します。<br>それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。<br>（会長あいさつ） |
| 川　口　局　長 | まず、定足数の確認ですが、委員１９名中１７名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本会は成立していることを報告します。<br>また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第４条第１項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。 |
| 議　　長 | それでは、議事に入る前に議事録署名委員を指名します。<br>議事録署名委員は、議席番号８番の建部委員と、１０番の竹内委員にお願いします。 |
| 議　　長 | 議事に入ります。議案第３２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事　務　局 | 申請がありましたのは、整理番号４９番から５８番の１０件ですが、５３番につきましては取下げとなりましたので、９件を審議していただきたいと思います。<br>整理番号４９番は、国府町中郷の田で、贈与による所有権移転です。<br>整理番号５０番は、佐治町大井の畑で、贈与による所有権移転です。<br>整理番号５１番は、佐治町刈地の田及び佐治町大井の畑で、贈与による所有権移転です。<br>整理番号５２番は、国府町庁の田で、贈与による所有権移転です。<br>整理番号５４番は、気高町日光の畑で、売買による所有権移転です。<br>整理番号５５番は、服部の畑で、売買による所有権移転です。<br>整理番号５６番は、三津の畑で、贈与による所有権移転です。<br>整理番号５７番は、福部町箭渓の田で、売買による所有権移転です。<br>整理番号５８番は、青谷町北河原と青谷町亀尻の田で、贈与による所有権移転です。<br>いずれも、申請内容は農地法第３条第２項各号の許可をすることができない事項に該当していないと見受けられ、許可要件を満たしているものと思われます。 |
| 議　　長 | それでは、整理番号４９番を審議します。担当の河村推進委員、報告をお願いします。 |
| 河　村　委　員 | １０月７日に西尾農業委員、事務局、譲渡人、譲受人と私で、現地を確認しました。<br>申請地は、今年まで別の農業法人へ貸付していましたが返還されることになり、東隣の水田を耕作している譲受人へ譲渡するというものです。 |
| 議　　長 | 引き続き、担当の西尾農業委員、報告をお願いします。 |
| 西　尾　委　員 | 河村推進委員から報告があったとおりです。農業機械一式も揃っていますし、許可することに問題ないと判断します。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号４９番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。<br>次に整理番号５０番を審議します。担当の山下増治推進委員、報告をお願いします。 |

| | |
|---|---|
| 山下（増）委員 | １０月５日に福安農業委員、事務局、譲渡人、譲受人と私で、現地確認を行いました。<br>申請地は多目的運動場の南に広がる丘陵地で、周辺は遊休農地になっていますが、その一画で野菜が栽培されています。譲渡人は 20 年以上の農業経験が有り、耕うん機も保有しています。自宅からの距離も１ｋｍほどですので、問題ないと思います。 |
| 議　　長 | 引き続き、担当の福安農業委員、報告をお願いします。 |
| 福　安　委　員 | 山下増治推進委員から報告があったとおりで、許可することに何ら問題ありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号５０番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。<br>次に整理番号５１番を審議します。担当の山下増治推進委員、報告をお願いします。 |
| 山下（増）委員 | こちらも、１０月５日に福安農業委員、事務局、譲渡人と現地確認を行いました。<br>申請地は集落近くの水田と果樹畑で、このうち佐治町刈地●●番は一昨年の大雨で被災しましたが、復旧して耕作できるようになっています。譲受人は集落外に居住していますが、この集落の出身で、譲渡人とはきょうだい関係であり、今も通作されています。 |
| 議　　長 | 引き続き、担当の福安農業委員、報告をお願いします。 |
| 福　安　委　員 | 山下増治推進委員から報告があったとおり、農業機械一式も揃っていますし、許可することに何ら問題ありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号５１番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。<br>次に整理番号５２番を審議します。担当の河村推進委員、報告をお願いします。 |
| 河　村　委　員 | １０月９日に西尾農業委員、事務局、譲渡人、譲受人と私で、現地を確認しました。<br>申請地は、集落内の畑です。譲受人は集落外に居住していますが、この集落の出身で、今までも農作業のために通われています。申請地についてはレンゲ、コスモス、ヒマワリ等の景観作物を作付けする予定です。 |
| 議　　長 | 引き続き、担当の西尾農業委員、報告をお願いします。 |
| 西　尾　委　員 | 河村推進委員から報告があったとおりで、許可することに問題ありません。現在、この集落に譲受人の子が住宅を新築中であり、完成後は、譲受人も週の半分くらいをそちらで過ごし、農業をされるようです。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |

| | |
|---|---|
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号５２番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。<br>次に整理番号５４番を審議します。担当の山下泰之推進委員、報告をお願いします。 |
| 山下（泰）委員 | １０月２日に石谷農業委員、事務局、譲受人と私で、現地を確認しました。<br>譲渡人は県外に居住していますが、実家はこの集落にあります。申請地は国道沿いの畑で、草刈等の維持・管理は、これまで親戚に頼んでいたようです。譲受人はショウガや白ネギ等の野菜を栽培しており、トラクターや耕うん機も保有していますので、問題ないと思います。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号５４番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。<br>次に整理番号５５番を審議します。担当の前田推進委員、報告をお願いします。 |
| 前　田　委　員 | １０月７日に中村農業委員、事務局と私で、現地を確認しました。<br>譲受人が空き家を購入し、隣接する畑を家庭菜園とするものですが、他に進入路がありませんので、利用方法として妥当だと考えます。現地確認に訪問した時は引っ越し作業中で、譲受人の両親に話を聞いたところ、両親は農業経験があるとのことで、一緒に農作業をするようです。 |
| 議　　長 | 引き続き、担当の中村農業委員、報告をお願いします。 |
| 中　村　委　員 | 前田推進委員から報告があったとおり、各要件にも適合していますので、許可することに問題はないと判断します。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号５５番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。<br>次に整理番号５６番を審議します。担当の竹本推進委員、報告をお願いします。 |
| 竹　本　委　員 | １０月７日に山根農業委員、事務局と私で、現地を確認しました。<br>譲渡人と譲受人は親子関係です。トラクターや耕うん機も保有していますし、問題ないと思います。 |
| 議　　長 | 引き続き、担当の山根農業委員、報告をお願いします。 |
| 山根（一）委員 | 竹本推進委員から報告があったとおり、現地での立会はできませんでしたが、聞き取りをしています。許可することに問題ありません。 |

| | |
|---|---|
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号５６番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。<br>次に整理番号５７番を審議します。担当の田中道夫推進委員、報告をお願いします。 |
| 田中（道）委員 | １０月６日に若狭農業委員、事務局と私で、現地を確認しました。<br>譲受人が所有している農地の一部が、河川改良工事のため用地買収されることになり、その替わりとして隣接している申請地を取得することになったものです。 |
| 議　　長 | 引き続き、担当の若狭農業委員、報告をお願いします。 |
| 若　狭　委　員 | 田中道夫推進委員から報告があったとおりで、許可することに問題ありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号５７番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。<br>次に整理番号５８番を審議します。担当の竹森農業委員、報告をお願いします。 |
| 竹　森　委　員 | １０月５日に井上智朗推進委員、事務局、申請代理人と私で、現地を確認しました。<br>譲受人は５０代前半とまだ若く、水稲や野菜を栽培しています。農業機械についても、トラクター、田植機、コンバインと一式揃っていますので、許可するに問題ありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号５８番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。<br>以上で、議案第３２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を終わります。<br>続きまして、議案第３３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事　　務　　局 | 申請がありましたのは、整理番号９番の１件です。<br>整理番号９番の申請地は気高町宿で、転用目的は駐車場です。農地区分は、集団農地に該当するため、第１種農地と判定し、許可根拠は集落接続です。 |
| 議　　長 | では、整理番号９番を審議します。担当の山下泰之推進委員、報告をお願いします。 |
| 山下（泰）委員 | １０月２日に石谷農業委員、事務局、申請者と代理人、私で、現地を確認しました。<br>申請地は県道沿いの小さな田で、三方を道路で囲まれています。県道を挟んで向かい側には自宅がありますが、農業機械やトラックを置く場所が狭いため、近くに確保したいと |

| | |
|---|---|
| | いう内容です。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号９番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。<br>以上で、議案第３３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を終わります。<br>続きまして、議案第３４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事　務　局 | 申請がありましたのは、整理番号２０番から２２番と、一時転用５番の計４件です。<br>整理番号２０番の申請地は用瀬町古用瀬で、転用目的は墓地です。農地区分は、農業公共投資の対象農地に該当するため、第１種農地と判定し、許可根拠は既存施設の拡張です。<br>整理番号２１番の申請地は気高町常松で、転用目的は農業用倉庫です。農地区分は農用地区域内農地で、許可根拠は農用地利用計画指定用途です。<br>整理番号２２番の申請地は河原町徳吉で、転用目的は広場です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第２種農地と判定し、許可根拠は代替地なしとしています。<br>一時転用５番の申請地は福井で、転用目的は仮設事務所ですが、転用の期間は令和９年３月３１日までの計画です。農地区分は農用地区域内農地で、許可根拠は一時転用です。 |
| 議　　長 | それでは、整理番号２０番を審議します。担当の池本推進委員、報告をお願いします。 |
| 池本委員 | １０月５日に川西農業委員、西村推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。<br>申請地は寺院の境内地に隣接しており、墓地にしたいというもので、すでに農振除外の手続きは終わっています。ようやく具体的な計画が決まり、農地転用の許可申請に至りました。周辺の農地とは少し離れたところですし、支障ありません。 |
| 議　　長 | 引き続き、担当の川西農業委員、報告をお願いします。 |
| 川西委員 | 池本推進委員から報告があったとおりで、墓地を３４区画造成する計画です。許可することに問題ありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号２０番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。<br>次に整理番号２１番を審議します。担当の居川推進委員、報告をお願いします。 |
| 居川委員 | １０月２日に石谷農業委員、事務局、申請者と私で、現地を確認しました。<br>申請者はこの地域で大規模に営農している農業法人です。水稲、ネギ、アスパラガス等を約４０ｈａのほ場で栽培しています。代表者が所有している畑の一部に農業機械の格納庫を整備するものですが、近隣の農地にも支障はなく、問題ありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。 |

| | |
|---|---|
| | （質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号２１番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。<br>次に整理番号２２番を審議します。担当の山田勝好推進委員、報告をお願いします。 |
| 山田（勝）委員 | １０月８日に小林香代農業委員、事務局、申請者と私で、現地を確認しました。<br>申請地は集落内の小さな畑で、所有を部落役員の名義にし、多目的広場として利用するものです。顛末を確認しましたが、チェックシートに照らしても、問題ないと思います。 |
| 議　　長 | 引き続き、担当の小林香代農業委員、報告をお願いします。 |
| 小林（香）委員 | 山田勝好推進委員の報告のとおり、許可することに問題ないと判断します。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号２２番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。<br>次に一時転用５番を審議します。担当の福田幸司推進委員、報告をお願いします。 |
| 福田（幸）委員 | １０月６日に松田農業委員、事務局、私で現地確認を行い、申請事業者の担当者２名にも立ち会ってもらいました。鳥取県が実施する砂防施設の管理道設置工事に伴い、作業員駐車場や仮設トイレとするものです。 |
| 議　　長 | 引き続き、担当の松田農業委員、報告をお願いします。 |
| 松　田　委　員 | 福田幸司推進委員の報告のとおり、許可することに何ら問題ないと判断します。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>一時転用５番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。<br>以上で、議案第３４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を終わります。<br>続きまして議案第３５号「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事　務　局 | 申請がありましたのは、整理番号４番、５番の２件です。<br>整理番号４番の申請地は青谷町楠根で、転用目的は急傾斜地崩壊対策工事を施工するための工事用道路ですが、変更内容は工期延長に伴う期間延長です。<br>整理番号５番の申請地は伏野で、転用目的は砂利採取ですが、変更内容は期間延長です。今回の申請により、事業開始当初から３年目になりますので、最終の変更です。 |

| | |
|---|---|
| 議　　長 | では、整理番号４番を審議します。担当の大石推進委員、報告をお願いします。 |
| 大石委員 | １０月５日に竹森農業委員、井上智朗推進委員、事務局、私で、現地を確認しました。<br>当初の計画では今月までに工事完了の予定でしたが、発注元である鳥取県が施工内容を見直したため、工期が延長されたものです。 |
| 議　　長 | 引き続き、担当の竹森農業委員、報告をお願いします。 |
| 竹森委員 | 大石推進委員から報告があったとおりで、承認することに問題ありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号４番につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。<br>次に整理番号５番を審議します。担当の竹本推進委員、報告をお願いします。 |
| 竹本委員 | １０月７日に山根農業委員、事務局、私、転用事業者の担当者、鳥取県土整備事務所の担当係長で現地を確認しました。砂採取については終了しており、現地には埋戻用の残土が堆積されています。これから農地に復元するよう、作業する予定です。 |
| 議　　長 | 引き続き、担当の山根農業委員、報告をお願いします。 |
| 山根(一)委員 | 竹本推進委員の報告のとおり、現在は後始末をしている状況です。承認することに問題ありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。 |
| 中村委員 | 期間内で、確実に農地復元されるということでしょうか。 |
| 事　務　局 | 竹本推進委員の報告にもあったように、既に砂は採取し終えており、埋戻しや透水層を設置する段階ですので、期間内に完了すると考えています。 |
| 議　　長 | その他、質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | それでは、採決に移ります。<br>整理番号５番につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。<br>以上で、議案第３５号「農地転用事業計画変更申請について」を終わります。<br>続きまして、議案第３６号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事　務　局 | 申請がありましたのは、整理番号５７番から６８番の１２件です。<br>所在、該当事由、現況等については議案書に記載のとおりですので、ご確認ください。 |
| 議　　長 | それでは、整理番号５７番を審議します。担当の猪口推進委員、報告をお願いします。 |

| | |
|---|---|
| 猪　口　委　員 | １０月６日に建部農業委員、事務局と私で、現地を調査しました。<br>申請地は申請者の実家があり、３０年ほど前に住宅を増築したようで、附属家の敷地になっています。基準の４番に該当し、非農地として証明することに問題はありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号５７番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。<br>次に整理番号５８番、５９番を審議します。担当の山下増治推進委員、報告をお願いします。 |
| 山下（増）委員 | １０月５日に福安農業委員、事務局、申請者と私で、現地確認を行いました。<br>申請地はいずれも畑としては利用されておらず、荒廃しています。おおむね２０年以上は経過していると見受けられます。自然潰廃し農地復旧が困難であるため、基準の３番に該当し、非農地として証明することに問題ありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので、それぞれ採決に移ります。<br>整理番号５８番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。<br>次に、整理番号５９番について、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。<br>次に整理番号６０番を審議します。担当の荻原推進委員、報告をお願いします。 |
| 荻　原　委　員 | １０月８日に小林香代農業委員、事務局、申請者の親族と私で、現地を調査しました。<br>申請者はこの土地を令和５年に相続したものですが、処分を検討していたところ、地目が畑のままであることが判明しました。平成９年に住宅を建築し、現在まで、その敷地になっています。基準の４番に該当し、非農地として証明することに問題はありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号６０番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。<br>次に整理番号６１番を審議します。担当の森本推進委員、報告をお願いします。 |
| 森　本　委　員 | １０月５日に建部農業委員、事務局と私で、現地を調査しました。<br>申請地には５０年以上前から物置が建築されています。基準の４番に該当し、非農地として証明することに問題はありません。 |

| | |
|---|---|
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号６１番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。<br>次に整理番号６２番を審議します。担当の高田推進委員、報告をお願いします。 |
| 高田委員 | １０月５日に田中ありさ農業委員、申請者の代理人も一緒に現地を調査しました。<br>申請地は、住宅の裏の狭小地で、雑草や雑木が繁茂しています。自然潰廃し農地復旧が困難であるため、基準の３番に該当し、非農地として証明することに問題ありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号６２番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。<br>次に整理番号６３番を審議します。担当の山﨑推進委員、報告をお願いします。 |
| 山﨑委員 | １０月６日に山田農業委員、事務局、申請者と私で現地を調査しました。<br>申請地の国府町清水●●番は、畑への進入路です。基準の４番に該当し、非農地として証明することに問題はありません。集落の奥にある国府町清水●●番については、周辺も含めて荒廃しています。自然潰廃し農地復旧が困難であるため、基準の３番に該当し、非農地として証明することに問題ありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号６３番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。<br>次に整理番号６４番、６５番を審議します。担当の小谷推進委員、報告をお願いします。 |
| 小谷委員 | １０月５日に福安農業委員、事務局、私と、佐治町総合支所の産業建設課にも立会してもらい、現地を調査しました。申請地は一昨年の大雨による災害で法面が崩落しており、耕作できる状況ではありません。自然災害を受けた農地であるため、基準の２番に該当し、非農地として証明することに問題ありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので、それぞれ採決に移ります。<br>整理番号６４番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |

| | |
|---|---|
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。<br>次に、整理番号６５番について、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。<br>次に整理番号６６番を審議します。担当の山根推進委員、報告をお願いします。 |
| 山根（貴）委員 | １０月５日に若狭農業委員、事務局と私で現地を調査しました。<br>申請地は２０年以上耕作されておらず、雑木が繁茂しています。自然潰廃し農地復旧が困難であるため、基準の３番に該当し、非農地として証明することに問題ありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号６６番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。<br>次に整理番号６７番を審議します。担当の懸樋推進委員、報告をお願いします。 |
| 懸樋委員 | １０月５日に藏内農業委員、事務局と私で現地を調査しました。<br>申請地は、周辺が住宅地として開発された時から道路側溝の一部になっています。基準の４番に該当し、非農地として証明することに問題はありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので採決に移ります。<br>整理番号６７番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。<br>次に整理番号６８番を審議します。担当の大石推進委員、報告をお願いします。 |
| 大石委員 | １０月５日に竹森農業委員、井上智朗推進委員、事務局、申請者の代理人と私で現地を調査しました。申請地のいくつかは山の中であり進入路も荒廃しているため、遠くからの目視や航空写真により、既に山林化していると判断しました。その他の土地についても、農地として利用できる状況ではありません。自然潰廃し農地復旧が困難であるため、基準の３番に該当し、非農地として証明することに問題ありません。 |
| 議　　長 | 質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので、それぞれ採決に移ります。<br>整理番号６８番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。<br>以上で議案第３６号「非農地証明について」を終了します。<br>続きまして、議案第３７号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 |

| | |
|---|---|
| 事　務　局 | これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。<br>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等が利用しようする農地の面積は、田　９２，１６１㎡、畑　１９，６８３㎡、樹園地　３４８㎡で、合計は１１２，１９２㎡となります。<br>権利種別の内訳は、賃借権　４２件、使用貸借による権利　３７件、合計が７９件です。<br>また、所有権移転が３件、８，１７８㎡となっています。<br>農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条第５項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。 |
| 議　　長 | 一括で質問・意見を受け付けます。<br>（質疑・意見なし） |
| 議　　長 | 無いようですので、採決に移ります。<br>議案第３７号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。<br>（異議なし） |
| 議　　長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。<br>それでは、報告事項に移ります。<br><br>報告事項<br>（１）　農地法第４条第１項第７号の規定による届出書の受理について<br>（２）　農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の受理について<br>（３）　農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について<br>（４）　公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について<br>（５）　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について |
| 議　　長 | 以上で本日の審議を終了したいと思います。<br>これで令和８年度第７回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。<br><br>閉会　午後３時 |